

オケージョナル・ペーパー No.113

明治初期における物産調査の展開

—明治 16 年農商務通信規則成立前史—

2020年9月

法政大学

日本統計研究所

オケージョナル・ペーパー No.113

明治初期における物産調査の展開

－明治16年農商務通信規則成立前史－

2020年9月

法政大学

日本統計研究所

明治初期における物産調査の展開

－明治 16 年農商務通信規則成立前史－

森 博美*

はしがき

日本統計研究所編『日本統計発達史』(以下、『発達史』)は、明治 16 年 12 月 28 日付で農商務卿西郷従道が各府県⁽¹⁾に対して出した農商務省達第 21 号農商務通信規則を、わが国における生産統計が新たな段階に入ったひとつの画期として捉える[『発達史』59 頁]。「農商務通信規則」は各府県に対して「通信」事項に関して「定期報」と「臨時報」による報告を求め、特に報告期限を定めた「定期報」については、農事、工業、商事という三つの分野からなる全国统一の報告様式に従って各府県⁽²⁾から報告徴集を行う体制が制度化される。『発達史』はまた、「農商務通信規則」の制定をわが国の生産統計が「幼年期」を脱する契機としてその統計調査史上の位置づけを与えている[『発達史』65 頁]。

本稿では、この「農商務通信規則」によって導入された報告徴集システムがいかなる意味でわが国の生産統計の展開過程における画期たりえているのかを明らかにする準備的作業として、「農商務通信規則」以前の物産調査の史的展開を跡づけつつ、生産統計の「幼年期」とされている時代の物産調査の特徴を統計調査の形成過程という観点から検討してみたい。

本稿は以下の二つの部分から構成される。

まず第 1 節では、物産調査において報告の対象となる品目数並びにその範囲の推移、属性事項、報告徴集媒体の形態面での変化、さらには徴集される報告情報の質に関わる諸事項について、わが国における物産調査の嚆矢とされる明治 2 年会計官第 398 号から「農商務通信規則」の先行規程とされる明治 10 年内務省達乙第 72 号までの期間に政府等から発された関係通達等を検討資料として、それぞれによる物産調査に見られる報告徴集の特徴とその変化を概観する。次に第 2 節では、物産調査の展開を政策課題と関連づけた研究、あるいは統計調査論としての表式調査の形成としてそれを論じた既往研究を取り上げ、『発達史』が生産統計の「幼年期」として捉えるこの時期の物産調査の展開に関する諸家の論点を紹介する。そしてむすびでは筆者なりの整理を試みることを通じて「農商務通信規則」成立前夜における物産調査の特徴づけを行う。それは、「農商務通信規則」さらには明治 27 年の「農商務統計報告規程」へと連なる物産調査の統計調査史上の意義を明らかにする文字通り準備的作業としての意味を持つ。

* 法政大学名誉教授・法政大学日本統計研究所名誉研究員

(1) 函館、沖縄、札幌、根室の 4 県は報告対象から除外[『輯覧』83 頁]

(2) 規則が「府縣廳及ヒ通信員ヨリ主務局ニ報告」するものとしている「農商工山林ニ関する事件」の報告に用いる資料については、主務局から各府県へ通牒された通信事項と附録様式の雛形は保存されていない。しかし、このうち工業と商事については佐賀県庁が明治 17 年 6 月 18 日佐賀縣乙第 91 号達として県内の郡役所・戸長役場用に作成した通信事項と附属様式が遺されている[『輯覧』86・144 頁]。また、農業に関しては、「府縣統計書様式中農業ノ部ニハ「農事通信手續ニ依リ農商務省ヘ報告スル事實ヲ記入スベ」キモノヲ含ムヲ以テ本様式ハ本輯覧ニ欠ケタル明治 16 年ノ農商務通信事項ノ様式ヲ採用シタル点多カルベキヲ以テ茲ニ農業、牧畜、山林及漁業ノ部ノミヲ参考トシテ掲グルコトセリ」として、『輯覧』には明治 17 年 9 月 3 日内務省乙第 36 号達によって沖縄県を除く各府県に布達された「府縣統計書様式(抄)」が収録されている[『輯覧』148・173 頁]。

1. 「幼年期」における物産調査の展開

工業が産業部門として未成熟の状態にあった明治初期、工業の統計的把握は農林漁業部門が産出する部分的に自家消費を含む生産的消費の原材料を中心とした物産調査として開始される。その嚆矢とされているのが、府県及び預所を持つ諸藩に対して平均租税額・諸費用の報告を求めた明治 2 年 4 月 27 日会計官第 398 号に付帯された「物産ノ事」調査である。本節では、明治 2 年会計官第 398 号から明治 10 年 8 月 11 日内務省達乙第 72 号までの物産調査に係る各種通達文書並びに別紙資料の記載内容に基づきその間の物産調査の変遷を跡づけることによって、『発達史』がわが国における生産統計の「幼年期」としている時代における調査の諸特徴を明らかにする。

(1) 物産調査における把握対象品目の拡充とその整理

1) 明治 2 年会計官第 398 号

明治 2 年 4 月 27 日会計官第 398 号は、府県並びに諸藩に明治元年までの過去 5 年間（「子ヨリ辰⁽³⁾迄」）の「平均租税其外諸入費」の報告を命じている（『輯覧』 1-2 頁）。なお「村高取調」といわれるこの租税調査には「外」として「物産ノ事」という別の調査が付帯されており、その但し書きとして「村々ニテ一箇年分目当高ヲ管轄中惣括ニシテ申立候事」と各村からの物産報告を求めている。この点をもって鮫島龍行は、明治 2 年会計官第 398 号による「物産ノ事」を維新政府による物産調査の嚆矢としている（相原・鮫島 10 頁）。

国庫財務の所掌官庁であった会計官にとっての主たる関心事は、地租を中心とする税源の確保並びに税制整備にあった。会計官では地方における徴税並びに歳出の実情把握のために、各村に対して報告雛形を示し、取調べ結果を「美濃紙堅帳ニ仕立」て報告することを求めた。その一方で物産調査については単に「村々ニテ一箇年分目当高ヲ管轄中惣括ニシテ申立候事」として各村単位で年計を別冊にて報告することを命じているだけで、肝心の報告対象とされる物品名も示されておらず、また年計の計測単位についても数量あるいは価額の指定はなく、報告期限等に関しても一切記載されていない（『輯覧』 2 頁）。さらに、同年 6 月 25 日達第 577 号「地所蔵米ノ諸家ヲシテ現米總額諸産物藩士兵員地圖等ヲ録上セシム」も、取調べ事項のひとつに「諸産物及諸税数取調可申出事」として税と並んで産物についての報告要請を行っているが、そこでも具体的な対象品目等の記載は全く見当たらない（『輯覧』 3 頁）。

2) 明治 3 年民部省達第 623 号

明治 2 年 7 月に太政官内に戸籍、主計、主税、国土管理を所管する民部省が設置される。その後同省は大蔵省との離合を繰り返す中で、物産調査はこれらの省が所管することになる。明治 2 年 9 月には民部省第 954 号が、また同じく 10 月 24 日には民部省第 1011、1012 号が各府県あるいは藩（第 1012 号）に対して国高の民部省への報告を求めている。しかしながら、これら一連の通達には物産調査に係る報告徴集は付帯されていない（『輯覧』 4、5-7、8-9 頁）。

民部省では明治 3 年 9 月 24 日第 623 号「府縣物産表ヲ録上セシム」により、「土地物産之多寡ヲ檢覈致候ハ政典ノ急務ニシテ國力ノ厚薄貧富ヲ詳明スル處ニ候就テハ山川海陸ノ物産並人

(3) 「子」：元治（甲子）元（1864）年、「辰」：明治（戊辰）元（1868）年

工ニ係リ候品類トモ其管内取調不洩様記載可致事」〔『輯覧』 21 頁〕としてすでに実施中の人口に関する報告徴集⁽⁴⁾に加えて各府県に物産調査を命じている。なお、この民部省第 623 号について特筆すべきは、わが国の物産調査で初めて具体的に対象品目を明示し報告徴集を行っている点である。そこでは、米・雑穀・鹽類・油類・酒漿・茶葉・砂糖・菓類・紙類・漆・蠟・木綿・麻紵・蠶卵紙・生糸・羽毛皮・革類・海産・魚類・草類・漆器・鐵器・磁器・織物・金石類・染草・木材・藥品・雜品といった物品名を掲げるとともに、「以上ニ漏脱スルモノハ此ニ記スヘキ事」とし、さらに「雑穀其他金石器品等ノ如キハ宜シク其種ヲ分類」した上で「凡平均 1 歳ノ總額」を記し「日数 30 日ヲ限り可差出事」〔『輯覧』 21 頁〕と期限を示して報告を求めている。なお、数量が不明な場合については単にその有無だけを記載して報告するといった指示となっている。

このように明治 3 年民部省第 623 号は、それまでにはなかった報告対象品目の具体的指示を行っているという点で調査技術面での前進が認められる。ただ「別紙」に雛形様式として掲げられている「府県物産表」では米を初めとした各品目を列挙し米についての「凡平均 1 歳ノ總額」に相当する「何萬何千何百石」という記載例を示しているだけで、「雑穀」、「金石類」、「雜品」などといった統合品目の類別については「宜シク其種ヲ分類シ名目ヲ記スヘシ」〔『輯覧』 23 頁〕と報告内容の多くの部分が報告者側の裁量に委ねられていた。

3) 明治 5 年大蔵省達第 37 号

明治 3 年民部省第 623 号は、同年 7 月に民部省から分離独立した大蔵省による明治 5 年 3 月 13 日達第 37 号府縣物産表雛形改正によって改定される。すなわち大蔵省達第 37 号は「府縣管内物産取調ノ儀庚午(明治 3 年一引用者)9 月故民部省ヨリ舊府縣へ相達置候趣モ有之候處右ハ取消」し、「別紙雛形ノ通年々算出ノ総計取調翌正月限可差出事」〔『輯覧』 26 頁〕としており、それまでの曖昧な期間をもって算出した年平均額ではなく具体的に期間を指定した年計を報告様式に記載するよう要請している。なお、新たに提示した雛形では米については府県内消費と他府県への移出の内訳欄が新設され、また雑穀類については主要品目(大豆、小豆、粟、稗)を雛形に予め記載した上でそれらを除く雑穀については「右之外種類限可書出事」としている。さらに、報告対象品目として園蔬、畜類、家禽、魚介、菓實類、桑、茶、楮、漆、麻、藍、紅花、綿、織物、蠶種紙、繭、蛹、生絲、酒銘酒濁酒類、酢、醬油、味噌、鹽、油魚油及雜種ノ油、甘蔗、紙、蠟及蠟燭、煙草、鑛産、金銀銅鐵類器、珠玉珍玩類、皮革器、藺蔴蒲菰敷物類、石器、漆器、竹器、陶器、筆墨類、羽毛類、海藻類、材木、藥品、薪炭を列挙するとともに、このうち「品類各様」なる場合には「略表ヲ製シ巨細ヲ分別」の上「其土地出產ノ品物無遺漏取調可申事」として報告徴集を行っている〔『輯覧』 27-28 頁〕。さらにその但し書きでは、「人民自用ニ費消致シ候分ハ不及書出地味適當ノ物品及ヒ他國へ輸出ノ分大數可調出」と報告徴集の対象を自家消費以外の品目に限定している〔『輯覧』 27 頁〕。なお後述するように、明治 5 年大蔵省達第 37 号が持つ報告対象品目の範囲設定に見られる曖昧さについては、明治 7 年の内務省布達甲第 18 号によって改められる。

4) 明治 7 年内務省布達甲第 18 号

明治 6 年 11 月に警察および地方行政の監督、国民生活全般の統轄を所管する行政機関として内務省が設置される。それに伴って物産表の作成業務は大蔵省から内務省へと移管される。新たに物産調査業務を所管することになった内務省では、明治 7 年 7 月 17 日にそれまでの

⁽⁴⁾ 「人口取調之儀ハ先般当省ニ於テ相達候ニ付取調中ニ可有之」〔『輯覧』21 頁〕

「府縣管内物産取調通達」⁽⁵⁾を改正した内務省甲第 18 号布達「地方物産ノ多寡元價等を査點開申セシム」を発する。

この内務省布達甲第 18 号は、わが国の生産統計において初めて明示的に表式様式、すなわち界紙⁽⁶⁾(記載欄を罫線によって区切った用紙)形式を持つ物産取調書を採用したという点で、調査技術面で従来の物産調査での報告様式から一歩前進したものとなっている。

次表は、内務省甲第 18 号布達によって報告対象とされている品目を一覧したものである。なお、報告対象品目のうち表1で＜表式例示品目＞とした代表的品目については、表式様式が提示されている。

表1 明治 7 年内務省布達甲第 18 号における報告徴集項目

＜表式例示品目＞

米穀類	現米(上、中、下)、大麥(上、下)、小麥(上、下)、大豆(上、下)、小豆(上、下)
米穀質類	麵粉、蕎麥粉
醸造物類	清酒(上、中、下)、味噌
園蔬類	蘿蔔、蕉菁
禽獸類	牝牛(邦種、洋種)、牝牛(邦種、洋種)、犢牛(邦種、洋種)、牝牛(邦種、洋種)、鶏、小鳥
蟲魚類	蠶卵紙、鯨魚(坐頭、世美等)
氈席類	氈表(備後、琉球)
菓實類	柿、桃、梅
食物類	鹽漬梅、砂糖(白、赤、黒)

＜その他報告品目＞

穀類	米、麥、大麥、小麥、裸麥、燕麥、大豆、小豆、粟、稗、黍、蜀黍、玉蜀黍、蕎麥、其外茲ニ掲ケサル穀物類
米穀質并ニ澱粉類	蠶豆、扁豆、隠元豆、豌豆、大角豆、緑豆、麵粉、蕎麥粉、豆粉、葛粉、蕨粉、カタクリ粉、其外茲ニ掲ケサル穀質澱粉類
醸造物類	清酒、焼酎、銘酒、白酒、濁酒、味醂酒、酢、味噌、醤油、其外茲ニ掲ケサル醸造物類
園蔬類	菜各種、蘿蔔、胡蘿蔔、蕉菁、馬鈴薯、其外茲ニ掲ケサル園蔬類
種子并菓實類	菜子、麻子、綿子、蓖麻子、胡麻、落花生、茶子、榧子、胡桃
柑類	柿(生、乾)、梅子、桃子、巴旦杏、杏子、梨子、林檎、葡萄、枇杷、柘榴、無花木子、罌粟穀、其外茲ニ掲ケサル種子菓實類
藥種并製藥類	人參、芍藥、杏仁、天門冬、桂枝、茯苓、陳皮、大棗、半夏、茴香、乾姜、黃蓮、葛根、牛蒡子、桔梗、玫瑰花、黃白、橙皮、桃仁、牡丹皮、車前子、柘榴皮、樹脂、柴胡、山茱萸、山藥、石斛、甘草、當歸、蜂蜜、熊膽、猪膽、牛膽、瀉利鹽、麻屈涅矢亞、芒硝、

(5) 「大蔵省壬申(明治5年ー引用者)第三十七號並第百八十七號」〔『輯覧』34 頁〕

(6) 津田真道はオランダ留学時代のシモン・フィッセルリングによる統計学の講義要綱を翻訳した『表紀提綱』ではこのような罫線に区分された記載欄による調査票に「界格紙」という訳語を当てている〔フィッセルリング 36 頁〕。

	硝石、阿片、硫酸、桂油、火藥等、其外茲ニ掲ケサル藥種類
油蠟類	豆油、石炭油、石腦油、魚油(鯨、鰵等)、獸脂、肝油、蜜蠟、木蠟、荏油、菜子油、胡麻油、其外茲ニ掲ケサル油蠟類
禽獸類	牛(牡、牝、犏、犢)、馬(牡、牝)、羊(牡牝各種)、鶏(各種并鶏卵)、家鴨(同卵)、豚、野猪、鹿、熊、狐、狸、兔、獺、海獺、鴈、鴨、臘臍、山海小禽等、其外茲ニ掲ケサル禽獸類
蟲魚甲貝類	蠶卵紙、山繭卵、鯨魚(各種)、鮭、鱒、鰯、青魚(ニシン)、鯨、鮪、海鰻(ブリ)、スルメ、鰻、鰻、海參、鼈、海瑤柱、眞珠貝、牡蠣、鮑、蛤(已上凡テ生乾ヲ區分)、其外茲ニ掲ケサル蟲魚甲貝類
海藻類	昆布、天草、荒和布、若和布、鹿角菜、其外茲ニ掲ケサル海藻類
菌蕈類	椎茸、岩茸、木茸、松茸、其外茲ニ掲ケサル菌蕈類
飲料及食物類	製茶、牛酪、乾酪、乾鮓、砂糖、素麵、乾温、鱈鱈、寒天、漬物(鹽漬、酢漬、糟漬、砂糖漬類)、禽獸肉、其外茲ニ掲ケサル飲料及食物類
煙草類	葉煙草、刻煙草、卷煙草、其外茲ニ掲ケサル煙草類
金銀銅鐵類	金、銀、丁銅、黃銅版、青銅、黃銅線、鐵線、鉛、錫、鉛管、鉛(板、棹)、水銀、銅、亜鉛、熟鐵生鐵、白蠟、箔(金銀銅錫)、金銀地金、其外茲ニ掲ケサル金銀銅鐵類
玉石礦土類	庭石、建築用石、砥石、煉化石、燧石、浮石、温石、石炭、雲母、蠟石、瑪瑙、水晶、硯石、石炭、朱、明礬、鷹眼、硫黃、滑石、石膏、綠礬、綠青、鐵沙、辰沙、洵藥、磨沙、金剛沙、其外茲ニ掲ケサル礦土玉石類
絲綿麻類	繭、下等繭、空蛹、屑蛹、生絲、熨斗絲、屑絲、野繭、野繭絲、眞綿、綿、麻、絹絲、木綿絲、麻絲、縫絲、織絲、其外茲ニ掲ケサル絲綿類
縫織物類	絹織物、絹綿交織、絹綿帶地、麻布、麻綿交織、毛織、毛織交織、毛麻交織、絹手巾、其外茲ニ掲ケサル縫織物類
皮革羽毛類	熊皮、牛皮、馬皮、狐皮、犬皮、海豹皮、獺皮、海獺皮、羊毛、羽毛類、其外茲ニ掲ケサル皮革羽毛類
紙類	奉書、美濃紙、半紙、雁皮紙、和唐紙、漉返紙、壁紙、油紙、桑皮紙、其外茲ニ掲ケサル諸紙類
文具類	筆、墨、水墨、筆管、筆筒、硯、硯屏、封粘、文鎮、書架、其外茲ニ掲ケサル文具類
氈席類	疊表、蘭席、菰席、籐筵、蒲筵、毛氈、綿席、油紙席、藁筵、其外茲ニ掲ケサル氈席類
諸機械及農具工具鐵銅具類	絲繰機械、蒸氣機械、紡績機械、唧筒器、荷車、人力車、稻扱、大砲、小銃、刀、劍、碇、鎌、鉋、鋸、鋤、鋤、針、其外茲ニ掲ケサル機械及農具工具鐵銅具類
染具塗具及繪具類	五倍子、朱、丹、黃丹、雌黃、漆、生澱、青黛、藍玉、鬱金、胡粉、其外茲ニ掲ケサル染具塗具及繪具類
化粧具類	紅、鉛粉、本結、鬢付油、眉刷毛、櫛、笄、簪、其外茲ニ掲ケサル化粧具類
漆器類	箆筥、重箱、菓子器、行廚、盞、膳、椀、盆、机、文庫、卓、鏡臺、諸手道具、諸蒔繪物、其外茲ニ掲ケサル漆器類
陶器類	茶碗、花瓶、壺、鉢皿、蓋物、土瓶、土鍋、急須、德利、猪口、諸玩弄品、其外茲ニ掲ケサル陶器類

籐竹葎器類	椅子、提籠、簾、篩、几、裁尺、扇骨、團扇骨、箕、傘骨、葎簀、喇竿、其外茲ニ掲ケサル籐竹葎器類
桶樽類	諸桶、盥、風呂桶、手桶、飯櫃、油樽、酒樽、其外茲ニ掲ケサル桶樽類
戸障子箱指物類	戸、障子、戸棚、箱類、長持、椅子、飯臺、其外茲ニ掲ケサル戸障子箱指物類
竹木類	柱、桁、貫、丸太、角物、板、屋根板、櫓木(檜、杉、樅、松等)、竹大小、篠竹、其外茲ニ掲ケサル竹木類
網繩類	鰯網、鮪網、打網、手繰網、藁繩、松繩、檜繩、葛繩、棕櫚繩、蕨繩、麻苧繩、其外茲ニ掲ケサル網繩類
肥料及飼料類	獸骨、鯨骨、鳥屎、油滓、魚搾滓、乾草、其外茲ニ掲ケサル肥料及飼料類

〔出所〕『輯覧』36～44頁より作成。

このように明治7年内務省布達甲第18号に基づく物産調査では、その先行規程である明治5年大蔵省達第37号を根拠に実施されてきた報告徴集に比べて、新たに界紙による報告表式雛形の採用という調査技術面での進展が認められるだけでなく、報告を求める対象品目が大幅に拡充されていることをその特徴点として指摘することができる。

5) 明治10年内務省達乙第72号

明治10年2月12日、内務省では「當省(内務省一引用者)七年甲第拾八号達ヲ以テ差出來候物産取調書ハ迫テ何分ノ儀相達候迄差出ニ不及此旨相達候事」(『輯覧』58頁)を内容とする番外達「物産取調書差出ニ及ハス」を発している。このような達の発令理由としては西南戦争の発生に伴う国内の混乱や政府の危機対応といったようなものが考えられる。それはともかく、物産取調書提出の一時差し止め措置はその約半年後の8月11日に発令された内務省達乙第72号によって解消され物産に関する報告徴集が再開される。

明治10年内務省達乙第72号はその先行規定である明治7年内務省布達甲第18号における物産取調を受けた「物産表改正」とされている。しかし、達乙第72号「別紙」として掲げられている「農産表編成例言」の内容からも分かるように、「農産表」の編成を目的とした報告徴集規定としての性格を持つ。そのこともあり報告徴集の対象とされている品目は農林畜水産物を中心としたものとなっており、それまでの内務省布達甲第18号に基づく報告徴集においては報告対象に含まれていた農業部門以外の鉱工業産品等は報告対象から除外されている。

明治10年内務省達乙第72号の「別紙」には、農産表作成要領として全体で11の項目からなる「農産表編成例言」が所収されている。その第1項は調査目的を規定したもので、農産表編成の目的が全国の「農業上ノ産出物ニ就テ其播種地、産額通價ノ増減」の把握にあるとしている。また第2項は調査による把握の対象を規定したもので、対象となる物産を「普通物産」と「特有物産」とに類別している。このうち「普通物産」については第3項が、「各地一般ニ耕種スル所ノ日用食料ノ要品」として14品目を、一方、「地質氣候等ノ異同ニヨリテ産出ノ地方限リアル」ものを「特有物産」として28品目をそれぞれ指定している。表2は、内務省達乙第72号の「農産表編成例言」が「普通物産」と「特有物産」として掲げている報告徴集の対象品目を掲げたものである。

表2 明治10年内務省達乙第72号における報告徴集対象品目

普通物産	(14 品目)	米、糯米、大麦、小麦、裸麦、粟、黍、稗、大豆、蕎麦、蜀黍、玉蜀黍、甘薯、馬鈴薯
特有物産	(28 品目)	實綿、麻繭類、生糸類、藍葉、製茶、甘蔗、楮皮、(雁皮三亜ノ類ニ準ス)楮皮、生蠟、漆汁、葉煙草、菜種、紅花、紙類、人參、椎茸、藺、蜂蜜、食鹽、乾鮑、乾蝦、乾魚、鰯、鱈鱈、海參、鰹節、石花菜、干鰯

〔出所〕『輯覧』59頁より作成

なお、「農産表編成例言」は蔬菜果実について、腐敗しやすく遠距離輸送に適しない品目を報告対象から除外する一方で、「貯藏法ヲ得遠ク地方ニ輸送スル著名ノ物産」については、密柑(紀州)、葡萄(甲州)、柿(美濃)等と主要産地を具体的に例示し追加的な報告を求めている[『輯覧』59-60 頁]。

また「別紙」には報告徴集に用いる雛形様式も掲げられているが、それは明治 7 年内務省布布達甲第 18 号と同様の界紙による表式様式を基本的に継承した形式のものとなっている。それは、「農産表編成例言」による報告対象物品の区分に従い、「普通物産表」と「特有物産表」という名称の二種類の様式からなり、それぞれ様式中に普通物産と特有物産品名を列記し、それぞれ罫線によって区画した記載欄を設け各郡単位での報告を求めている。

ところで、明治10年内務省達乙第72号に至る物産調査に関するこれまでの通達が報告対象として明示してきた品目数の推移をみると、最初に物産の品目名が具体的に例示された明治3年民政部省達第623号では29に過ぎなかったものが、明治5年大蔵省達第37号では米、麥、大豆等の主要6品目、園蔬他42品目へと拡大されている。さらに、明治7年内務省布達甲第18号では表1として掲げたように、具体的に列挙されたものだけでも398品目に上り、品目によっては等級や種別等によってさらに細分されている。また品目は33に類別区分され、各類に属する品目について「其外茲ニ掲ケサル〇〇類」として具体的に掲げていない産物についてもその報告を求めている。内務省布達甲第18号は報告徴集の目的について、「抑物産ノ多寡ヲ詳ニシ人口ノ増減ヲ明ニシテ以テ地方ノ盛衰ヲ量リ盛ナルモノハ之ヲ賛成シ衰ルモノハ之ヲ挽回シ適宜ノ處分可致ハ素ヨリ當然ノ要務ニ候…如此上下手数ヲ費シ候ハ第一皇國物産ノ全量ヲ表シ漸次富饒ノ實ヲ驗シニニハ各地方ノ盛衰ヲ詳ニシ三ニハ年々歳々各府縣物産ノ多寡ヲ比較シ人民ノ勉否ヲ照考シ四ニハ各地諸物ノ有無ヲ通知シ貿易ノ標目迄總テ一目瞭然ノ表式ヲ編製シ歳次公告相成ルヘキノ要具」とするだけでなく、各府県に対しても郡区別の物産表を編製し「年々盛衰ノ比較ヲ詳明」告示することで「區内各戸互ニ不相劣競テ生産ノ増殖ヲ勉候様」としている（『輯覧』34頁）。このことから明らかなように、内務省布達甲第18号は物産調査を地域における殖産振興政策の基盤情報として位置づけている。それによる報告徴集が農業部門だけにとどまらず多方面の産業を網羅した包括的な範囲に及んでいるのには、調査を所管してきた内務省勸業寮による政策的意図も投影されている。

このように、物産調査では明治 7 年内務省布達甲第 18 号に至るまで一貫して拡充が図られてきた物産の報告対象品目について、表 2 に示したように明治 10 年内務省達第 72 号では一転して普通物産(14 種)、特有物産(28 種)の合計 42 品目へと大幅に削減される。この点に関しては

同達が「當省七年甲第拾八號達シニヨリ取調來候物産表之儀ハ品類繁雜ニ涉リ地方ノ勞費ヲ増シ候ニ付今般更ニ改正先ツ一般生産ニ緊要ナル農産物ヲ選ヒ種類節減表式例言別紙之通相定候」〔『輯覽』 59 頁〕としており、地方での記入負担を考慮して報告対象品目の大幅な集約が行われたと考えられる。なお、明治 10 年内務省達第 72 号での報告対象品目の大幅削減をめぐるいきさつについては、政府機関における報告調整をめぐる当時の動きと関連させて本節の(6)で改めて触れることにしたい。

明治 10 年内務省乙第 72 号達は、明治 16 年 12 月 28 日農商務省達第 21 号「農商務通信規則」の制定により廃止〔『法令全書』 1890 411 頁〕されるまでの間わが国における物産調査の根拠規定として維持された。

このように、『発達史』が「幼年期」と評する明治 16 年「農商務通信規則」成立以前の時期における生産統計の展開を報告対象品目の推移という視点から見ると、初期の物産調査においては明示されてさえいなかった対象品目が明治 3 年民部省達第 623 号で初めて具体的に提示され、その後明治 7 年の内務省布達第 18 号にかけてその品目数は急激に拡張され、広義の農業部門だけでなく鉱工業産品も網羅する形で報告徴集が制度化される。その後、地方機関における報告負担への配慮からその拡大基調は抜本的に見直しを要請され、明治 10 年内務省達乙第 72 号により一転して大幅に集約される。

明治 10 年内務省達乙第 72 号による報告品目の見直しは、物産調査として収集される情報の質に対しても影響を与える。なぜなら、それまで明治 7 年内務省布達甲第 18 号による報告徴集の範囲の大幅な拡張が地方に対して報告業務の過度の負担を課したことが結果的に収集情報の質の低下をもたらしていたものが、明治 10 年内務省達乙第 72 号による対象範囲の集約によって報告徴集業務の集中が図られ収集情報の質の改善につながることに少なからず寄与したと考えられるからである。

このように「幼年期」における報告徴集を対象品目数の推移という観点から見た場合、明治 10 年内務省達乙第 72 号は、それまでの報告徴集の拡充路線から報告負担の考慮による報告徴集の見直しへと局面の交代をもたらす転機となっていることがわかる。

(2) 属性事項の拡充

ここでは、明治 16 年の「農商務通信規則」の成立以前の物産調査において各品目に関して収集される属性事項の推移について考察する。

「幼年期」における物産調査では、各品目に関して報告を求める属性事項も時代によって異なる。まず、明治 2 年 4 月会計官第 398 号は、村々で生産される物品について、品目を指定することなく単に 1 年分の生産高の報告を求めているだけである。同年 9 月の民部省第 954 号は府県郡村に対して「別紙」として雛形を提示し同省への報告を求めているが、そこではそれまでの生産高(「高」)に加え新たに栽培面積(「反別」)が報告属性事項として追加されている。

本節の(1)でも見たように、明治 3 年 9 月民部省第 623 号では初めて報告対象産物名が列举されるなど「別紙」として掲げられている報告様式はそれまでの形式から大きく改められる。しかし報告属性事項としては各品目に関して単に「平均一歳ノ總額」と記されているだけで先の民部省第 954 号による物産調査で見られた栽培面積はそこでは取り上げられていない。

明治 3 年 9 月民部省達第 623 号を改定した明治 5 年大蔵省達第 37 号でも同様に様式に品

目名を掲げる一方で、生産高に関しては総額だけでなく需要面の内訳についての報告を求めている。すなわち、米、麦、雑穀類(大豆、小豆、粟、稗)の石高について、「貢納」、「廳中諸費」、「自用費消」、「他國輸出」の内訳の、また園蔬その他の品目については地域の産物(地味適當ノ物品)の年産量(年々産出ノ總計)と他府県への移出概数(他國へ輸出ノ分大數)の内訳が報告事項として採用されている。そこには、物産調査の所管が徴税機関としての大蔵省であるという要素が反映されているように思われる。

明治7年内務省布達甲第18号では、属性事項に関して二つの点で変更が加えられた。それまでの明治5年大蔵省第37号による物産調査が報告を求めていた他府県への移出額について、「大蔵省壬申(明治5年—引用者)第37号並6年第187号ヲ以テ布達置候処物産ノ數量並元価明瞭ナラサル廉モ有之候ニ付最前布達置候内自用費消他國輸出ノ区分ハ相廢止右ニ拘ハラス其他生産物品多寡元価等追加書式雛形ノ通無遺漏取調年々翌三月限可差出候」[『輯覧』34頁]として、新たに甲第18号によって通達された雛形では各産品についての生産高(「數量」と価額(「通價」)とを産物の属性事項として記載し報告するよう求めている。

すでに明治7年内務省布達甲第18号による物産表調査で數量に加えて品目別の通價が新たに報告事項として採用されていたが、明治10年内務省達乙第72号では、さらにいくつかの属性事項が報告事項として追加される。すなわち、「農産表編成例言」の第1項は、「全國必要ナル農業上ノ産出物ニ就テ其播種地、産額通價ノ増減ヲ徴」[『輯覧』59頁]することを農産表編成の目的として掲げ、各品目についての必要な情報徴集を行っている。そこでは段別や産額についての年計だけでなく対前年変化の把握にも関心が向けられている。

この点を「別紙」に郡レベルの雛形様式として掲げられた「普通物産表」と「特有物産表」によって確認してみると、まず「普通物産表」では、各品目について、計算単位、播種地段別とその前年増減、産額とその前年増減、それに一石一斤ノ通價の記載欄が、一方「特有物産表」には計算単位、産額とその前年増減、それに一斤ノ通價の記載欄がそれぞれ設けられている[『輯覧』60-61頁]。ただ、播種地段別と産額の場合に対前年比較まで報告属性事項としているのに対して、通價については「農産表編成例言」の第9項が「一郡中ノ平均」の記載を求めているだけである。

(3) 報告対象品目の体系化

物産調査における報告対象品目について、初めてその種別特性に従った類別化を行ったのが明治7年内務省布達甲第18号である。表1にも掲げたように、そこでは対象品目が、穀類、米穀質并ニ澱粉類など全体で33の類に分類されている。そこでは農林水産物や鉱工業産品が持つ生物種目あるいは材質等の特性の類似性といういわば商品分類的な観点が諸品目の類別の基準となっている。

報告の対象物品の類別区分は明治10年内務省達乙第72号にも見られる。ただしこの通達自体があくまでも農産表の編製のための報告徴集を目的としたものであることから、その区分も上述した内務省布達甲第18号の場合と異なり、農林畜水産物を耕種の地域的普遍性やその日用消費の程度といった基準に従って普通物産と特有物産とに区分したものとなっている。このような区分は報告様式にも反映され、それぞれ「普通物産表」、「特有物産表」様式に従って郡単位で情報徴集が行われる。

このように、明治10年内務省達乙第72号によって物産調査が事実上農産表編成のための報告徴集へと改められたことから、明治7年内務省布達甲第18号に見られたような報告徴集品目の産業網羅

的な多様性が失われ、物産調査は事実上農業を中心とした調査へと変質を遂げる。

(4) 数量表記単位の統一化

物産調査によって一国の農産物等の年間生産高の統計的把握を行うためには、収集される産品の数量単位について全国統一基準に則った報告徴集が必須の要件となる。明治 2 年の会計官第 398 号や民部省達第 954 号の「別紙」では単に「高何程」、「反別何程」と記されているだけで、数量と金額（「通價」）の区別や数量の表記単位についての規定も特に設けられていなかった。このように、初期の物産調査では統計作成の前提要件である数量単位については統一の必要性も含めその意義は全く認識されていない。

物産調査における報告徴集で初めて計算単位の記載が見られるのが明治 3 年民部省達第 623 号である。ただし、そこでの「別紙」に掲げられた雛形の表頭に米、雑穀、鹽類といった報告産物を列記し、このうち米について「何萬何千何百石」と数量単位としての「石」を付した記入例を示しているだけである。他の品目については単に「已下之ニ倣ヒ其總額ヲ記スヘキ事」[『輯覧』 22 頁]と記すにとどまり、各品目についていかなる数量単位によって表記するかを選択はそれを報告当事者に委ねている。なお、このような数量単位の取り扱いは、明治 5 年大蔵省達第 37 号においても踏襲されている。

わが国の物産調査で初めて本格的に統計調査における数量単位の問題を取り上げたのが、明治 7 年内務省布達甲第 18 号における「物産調査凡例緒言」である。品目の数量単位について「物産調査凡例緒言」は、「夫物産各種ノ尺度数量ノ名称ハ其地ニ因テ其称ヲ異ニシ某地ニテ何枚ト唱フルモノ某ノ地ニテ何丸何巻ト云ヒ或ハ何石何升ト唱フルモノ何駄何貫ト称ス如此種類其数少カラス全国生産物品ノ数量ヲ計算シ其他ノ通価ヲ較量スルニ至リ計算シカタキモノ多アリ」として地域によって慣用されている数量単位の種類に差異がある事実を確認する一方で、「然リト雖トモ今俄ニ之レヲ普通ノ数量ニ換ヘ難キハ勿論動モスレハ虚構ノ弊ヲ免レス故ニ当分斤束及ヒ疋反箱等都テ数称ニ拘ハルモノハ各地方現今實際ノ称数ヲ以テ記載シ仮令ハ一斤此量何百目又一駄此量幾箇或ハ幾貫目幾枚ト云フ類ノ如ク必ス量数ヲ附記」するとして、地域の実情と統計の集計面との両立を図るために、当面は斤、束、疋、反、箱等について換算率を付記した報告の提出を要望している[『輯覧』 35 頁]。

「物産調査凡例緒言」はまた「數稱」として、次のように特定の品目に対して使用すべき数量単位の種類、通例の単位換算率、さらには各地で慣用されている種々の数量単位のうち個数が明らかなものについてはその数量の記載を求めている。

< 數稱 >

- 一石 米穀類並帆船川船等ニ記載ス。船ハ石数艘数共附記ス
- 一噸 汽船又ハ帆前三檣等西洋形船舶ニ書載ス
- 一斤 百六十目ヲ以テ一斤トスルヲ恒例トス
- 一坪 間尺寸共ニ四方及ヒ六面ヲ称スルニ用ユ
- 一尺 ヲ方一尺長二間ノ角ヲ尺 ヲ一本トス
- 一反 鯨尺凡ニ二丈六尺トスルヲ恒例トス
- 一荷 凡六貫目ヲ以テ恒例トス

一駄 凡三十六貫目ヲ以テ恒例トス

其他本。束。枚。疋。筋。頭。羽。尾。箱。樽。桶。籠。俵。梱。丸。卷。挺。棹。把。顆。杯。帖。部。冊。張。壇。瓶。壺。曲物。蓋。脚。輻 以上掲クル如ク其品物ニ因リ其数称ヲ異ニスルト雖モ一般普通定数ノ称アルノ他ハ物品中各々数量ヲ詳ニ記載スルヲ恒例トス」〔『輯覧』 34・6 頁〕。

一方、様式への生産額の記載に当たって「物産調査凡例緒言」は、「物品中品位ノ精粗良悪ニ因テ價格大ニ違フモノハ同品目中之ヲ二三等ニ区分シ其品位ニ從テ元價ノ適当ヲ得總計類纂ニ便ナラシムルヲ要ス」〔『輯覧』 35 頁〕と品質等級に従った価額の記載を求めている。なお価額の表記には「金貨」による換算結果を用いるものとし、価格が季節変動する品目については「毎月時價ヲ調べ之ヲ1ヵ年ニ平均シテ記載スヘシ」〔『輯覧』 35 頁〕と指示している。

明治 10 年内務省達乙第 72 号では別紙の「農産表編成例言」第 7 項が数量単位について「穀鹽類ニハ石ヲ用ヒ其他ハ都テ斤(百六十匁)ヲ用フヘシ」としており、また様式「普通物産表」と「特有物産表」には、それぞれの報告品目の記載列中の数量単位記載欄には石、斤の単位名が予め印字されている〔『輯覧』 60・61 頁〕。なお、「農産表編成例言」第 7 項が「斤」について特に「百六十匁」と括弧書している点に関して一言付言しておく。「度量衡法」⁽⁷⁾が斤を百六十匁と初めて制度化したのは明治 24 年になってからのことであるが、それは基本的に市中において慣用されていた計算単位を踏襲したものであった。その一方で明治 27 年時点においても品目によっては法令が規定したものとは異なる換算率に従った数量単位もまた日常的に慣用⁽⁸⁾されている。「農産表編成例言」第 7 項による 1 斤＝160 匁という換算率の明記は、それと異なる換算率の慣用の実態を意識したものと推察される。

(5) 統計情報徴集の徴税からの独立による統計の精度担保

明治維新当初、わが国では国庫の税源としては、旧幕時代から継承された税、海外を範とする諸税、それに明治政府が新設した税といった雑多な税が混在する状態にあった。それらを整理し体系化し安定的な税源を確保することが新政府にとっての喫緊の政策課題でもあった。鮫島はこの時期に開始される物産調査が、その契機としては当時の税制整備の過程に随伴して誕生したものであるとしている〔相原・鮫島 1971 9 頁〕。

報告徴集について徴税との関連に疑念が持たれる場合、報告当事者は当然のことながら報告結果による課税面での負の見返りを危惧する。そのことが結果的に報告内容に対して系統的な偏

(7)「度量衡法」(明治 24 年 3 月 23 日法律第 3 号)の第 3 条では「衡」の部で斤を 160 匁と規定している〔『法令全書』 第 24 卷ノ一 明治 24 年 3 頁〕。ちなみに同法の先行規定とされる「度量衡取締條例」(明治 8 年 8 月 5 日太政官達第 135 号)には単位に関する具体的な規定は含まれていない。

(8) 明治 27 年 3 月 30 日農商務省訓令第 14 号の別冊の統計様式とその記載方法等を記した『明治 27 年改訂農商務統計様式』中の「牛馬羊豚屠數」様式への記入方法に関連した次のような質疑が収録されている。

「備考ニ一斤百二十匁ヲ以テ數フヘシトアリ然ルニ度量衡法(明治 24 年 3 月 24 日法律第 3 号一引用者)第三條ニ於テ一斤ハ百六十匁ト定メラレタルニ拘ハラステ二百二十匁ト定メラレシ理由如何」との三重縣からの質疑に対して、農商務省側からは「右ハ改算等ノ手數ヲ省ク為メ市中賣買ノ慣習ニ從ヘルナリ一斤百六十匁ハ法量ナルカ故故ラニ二百二十匁トと注釋セシナリ」と回答している〔『輯覧』 347 頁〕。

りをもたらすことが考えられる。

初期の物産調査を担ったのは、会計官、民部省、大蔵省といったいずれも徴税業務の所管部門に持つ諸官庁であった。特に物産調査の嚆矢とされている明治 2 年会計官第 398 号による報告徴集は、「出納ノ目的相立候ニ付管轄所平均租税其外諸入費共別紙雛形ノ通取調」〔『輯覧』1 頁〕という租税調を中心としたもので、物産調査はあくまでもその付帯調査として行われたものであった。

物品課税の場合、徴税機関にとって課税商品の流通量の把握は税収額に直結する行政上の関心事項でもある。生産される各種物産に関する調査は、商品の流通量を生産ベースで捉える代替指標という意味合いも持つ。そのような物産調査において徴税が徴集される統計情報の品質に負の影響を及ぼす可能性があることを調査実施者が初めて意識したのは、明治 5 年大蔵省達第 37 号においてであった。同号はその但し書きに「右ハ國內出産ノ總數取調候儀ニテ収税等ニ拘リ候儀ニハ無之候間下々於テ疑惑不致候様説諭可致事」〔同 26 頁〕と記し報告徴集が徴税と無関係の事業であることを宣言することで、物産調査に対する品質の保証された報告の提出を要請している。

とはいえ、このような報告徴集の徴税からの独立性の意義についての認識は、当時の物産調査全体を貫く統計調査の根底に関わる理念までは昇華しきれていない。なぜなら但し書きでその旨を表明する一方で、この通達に基づく実際の報告徴集では、米麦粟稗豆の五穀について「年々産出ノ總計」とともに「貢納」や「廳中諸費」といった用途内訳についても報告を求めており、徴税との関係が未だ完全には払拭されていないからである。

明治 5 年大蔵省達第 37 号但し書きにおける物産調査の徴税からの独立性の表明は、必ずしも国民への周知という点では所期の目的を達成するには至っていない。明治 7 年内務省布達甲第 18 号が「右物産取調ノ趣旨(明治 5 年大蔵省第 37 号による趣旨一引用者)或ハ貫徹致サス却テ税額ノ増減ニモ關涉致スヘキヤト無謂忌疑ヲ抱キ取調方自然不都合ヲ醸シ候向モ有之哉ニ相聞ヘ以ノ外ノ儀」〔『輯覧』34 頁〕と述べていることから推察できるように、物産調査による報告徴集が徴税とは無縁との趣旨は容易に受け入れられていない。調査業務が大蔵省から内務省へと移管された中で、内務省では物産調査が税務調査とは無関係であることを再説するとともに、改めて調査の目的が①「皇國物産ノ全量ヲ表シ漸次富饒ノ實ヲ驗」し、②「各地方ノ盛衰ヲ詳ニ」し、③「年々歳々各府縣物産ノ多寡ヲ比較シ人民ノ勉否ヲ照考」し、④「各地諸物ノ有無ヲ通知シ貿易ノ標目迄總テ一目瞭然」とする「表式ノ編製」に他ならないことを強調することで報告徴集への協力を要請している〔『輯覧』34-35 頁〕。

(6) 物産調査と報告調整

ここでは明治 7 年内務省布達甲第 18 号による物産調査から明治 10 年内務省乙第 72 号によるそれにおける報告対象品目の大幅削減をめぐる背景事情について述べる。

院省からの地方への重複した報告要請に対して地方行政の管理官庁でもあった内務省では、明治 9 年 3 月 28 日付で太政官に対して「從來各省ヨリ各自ニ同一様ノ事件ヲ府縣ニ向ケ調査ヲ要求シ來候處ニ付縣ニ於テハ已ニ其事ノ同一ニシテ調査重複ニ渉ルヲ知ルト雖モ其省ノ同ジカラザルガ為メニ之ヲ辭スルニ道ナク之ヲ拒ムニ權ナク細大總テ之ヲ受ケ々皆之ニ應ジテ常ニ調査ニ汲々タルモ有限ノ官員ヲ以テ無際ノ需ニ應ジ候ヨリ諸務之ガ為メ煩雜ヲ極メ徒ニ多少ノ勞力ヲ費

シ事務ノ淹滞ヲ醸シ候而已ナラズ實地勸業授産興學布教等喫緊ノ要務ハ却テ注意シ得ルノ暇ナキニ至リ不知フ識治民上ノ妨碍ト相成候」として「甲省ヨリ乙省管理内調査ヲ要スルノ事項ハ府縣へ達セズシテ直ニ各省該事ノ主務ニ照會シ其調査ヲ要求シ候様致度候」〔総理府統計局 1951 84 頁〕と院省間で錯綜重複する報告徴集についての調整策の伺いを提出している。

この伺いを受けて太政官が各院省に対して発したのが明治 9 年 4 月 21 日達第 40 号であり、そこでは「從來各省ヨリ府縣へ直達明細調査ヲ要求セシモノハ内主務ノ省ニ於テ既ニ調査行届居候分モ不少且府縣ニ於テハ各廳臨時ノ求メニ應シ事務煩重ノ憂有之趣ニ付以來右様ノ筋ハ其主務ノ省へ照會シ相互ニ調査候様可致此旨相達候事」〔『輯覧』 56 頁〕と直接の所管以外の事項についての報告徴集を禁じている。

原政司は、明治 10 年内務省達乙第 72 号による報告徴集品目の大幅削減がこの政府方針を多分に反映したものであるとしている〔原 1980 42 頁〕。鮫島もまた、明治 9 年から 10 年にかけて太政官第五科政表掛に設置されていた各省統計編集事務主任者連絡会議でもこの問題が議論されており、明治 10 年 2 月 20 日の議事録『政表会議日誌』の記載を援用して、「勸業局物産表ノ如キハ蕪雜ノ最モ甚キ者ト云フベシ凡テ物産調ハ大旨ヲ弁別シテ簡明ナル体ニ作ル事肝要ナリ」との発言があり、勸業局側でも「然リ」と肯定するなど当時の内務省勸業局による物産調査をとりまく空気を紹介している〔相原・鮫島 19 頁〕。

2. 「幼年期」の物産調査についての諸家の評価

本稿の冒頭において『発達史』が明治 16 年に「農商務通信規則」が制定される以前の物産調査の展開に対して、わが国における生産統計の「幼年期」という歴史区分を与えていることはすでに紹介した。それでは『発達史』さらには「農商務通信規則」の史的評価を行っている諸家は、この間の物産調査の展開のどのような側面に注目しそれぞれどの意味づけを行っているのであろうか。

『発達史』は主に報告対象品目の構成に焦点をあて、この時期の物産調査の変遷を統計調査としての展開過程として述べている。物産品の名称を初めて具体的に提示して報告を求めた明治 3 年民部省達第 623 号における対象品目の特徴として『発達史』は、「大部分が第 1 次産業に属するもので、「人工ニ係ル」物品でも農村加工ないし手工業的段階にとどまり工場生産とみるべきものはまだほとんど全くなかった」〔『発達史』 44 頁〕として対象品目の選定が当時の生産の発展段階を反映したものとの認識を示している。

明治 5 年大蔵省達第 37 号による物産表のための報告徴集では、その物産調査に係る先行規定である民部省達第 623 号に対して報告対象品目が大幅に拡充される。両者の報告品目の比較結果に基づき『発達史』は、雑貨という複合品目が対象品目名から削除される一方で、農産物では畜類、家禽、桑、繭、蛹、楮、紅、甘蔗、煙草といった特用農産物や薪炭、また加工品では酒類、酢、醤油、味噌の加工飲食料品、莫産、敷物、竹器、筆、墨の雑貨、それに鉱産物が追加されている点に注目し、それまでの農業を中心としたものから鉱工業品も含む形で対象品目が拡張されていることをその大きな特徴とみなしている〔『発達史』 45-46 頁〕。

ただ、明治 5 年大蔵省達第 37 号では報告対象品目の農業から鉱工業への拡張が見られる一方で、収集する属性情報としては依然として物産の品目別の生産数量の把握が中心で、その価額情報の収集にまでは未だ目は向けられていなかった。『発達史』はこの点に注目し、この時点に

おける物産調査が生産量調査という形態こそってはいらぬものの、実質的には商品の供給量把握を目的とした流通統計としての性格を持つこと、そしてそれが税制の再構築を企図していた当時の政府の政策関心とも整合的であったとの意味づけを与えている〔『発達史』 46 頁〕。

明治 6 年内務省布達甲第 18 号によって報告対象品目の種類は飛躍的に拡大される。ただ、この点に関して『発達史』は単に品目一覧を掲げているだけで、その理由等に関する言及は特には見られない。また、明治 5 年大蔵省達第 37 号による報告徴集との比較で言えば、布達甲第 18 号によりそれまでの「数量」(生産高)に加え「通價」(生産額)が報告すべき属性事項として新たに追加されているが、この点に関する論評も特にはない。『発達史』による布達甲第 18 号の評価はむしろ制度論的視点からのもので、物産調査の徴税からの独立性についての大蔵省達第 37 号の但し書きがそのことの国民への周知に至らなかったとの反省に立ち布達甲第 18 号で改めて再説している点に注目している。

この時期の物産調査の展開を当時の社会経済状態さらにはその時々々の政府の主たる政策関心事項と関連づける一方で統計調査論の視点から表式調査の成立過程として捉える鮫島は、物産調査だけでなく土地や物価も含めた経済諸統計の発端が政府による税制改革を契機としたものであったと捉える〔相原・鮫島 第 1 章Ⅱ〕。政府が安定税源の確保と近代税制の確立という政策課題に直面する中で開始される物産調査について、旧幕時代に「小物成・運上・冥加金」などとして行われてきたいわゆる雑税の整理による消費税体系の整備を目的とした物資流通量把握のための生産量調査をその端緒であるとするのが彼の立場である〔相原・鮫島 9 頁〕。

原政司もまた、明治・大正・昭和期の農業統計の展開過程をその時々々の農政をめぐる政策等と関連づけて論じた著書『農業統計発達史』において、諸家の主張と同様に初期の物産調査の背景として徴税や税制改革との関連性の存在を認める。それと同時に彼は、物産調査の展開に当時の政府の殖産興業、勸農政策もまた少なからず影響を及ぼしているとする。

明治 3 年 9 月には民部省内に勸農局が設置された。その後同局は開墾局、勸業局へと改称され、さらに明治 4 年 7 月には民部省の廃止に伴い大蔵省と勸業司が設置される。新設の勸業司が所掌することになった勸業事業は、その後勸業寮、勸農寮へと継承される。原は、明治 3 年民部省達第 623 号における「土地物産之多寡ヲ檢覈致候ハ政典ノ急務」〔『輯覧』 21 頁〕、さらに対象品目を飛躍的に拡大させた明治 7 年内務省布達甲第 18 号が地方物産の調査の目的として「最も經國ノ要務」〔『輯覧』 34 頁〕としている点に注目し、その背景に内務省による勸業政策があるとする〔原 38 頁〕。勸業とは言うまでもなく殖産興業全般に及ぶことから、勸業政策もまた勸農のみにとどまるものではなく、当然のことながら農業以外の鉱工業さらには商業までもその政策対象として包含しうる。明治 3 年民部省達第 623 号から明治 5 年大蔵省達第 37 号、そして何よりも明治 7 年内務省布達甲第 18 号へと物産調査の対象品目は、漸次農業以外の分野も包摂する形で拡張を遂げる。原はこのような物産調査の拡張展開の背景に調査所管部門における勸業政策の存在を見ている。

『発達史』は物産調査が持つ統計調査としての側面に注目する立場から、明治 7 年内務省布達甲第 18 号による物産表について、明治 6 年分については明治 5 年大蔵省達による様式と明治 7 年内務省達を先取り使用した様式が報告の際に混在使用された結果全国計の作成に至らなかった点を問題視している〔『発達史』 52-53 頁〕。ただ、当時の物産調査をその実施機関側の政策関心という側面から捉えた場合、上記とは別の解釈も成り立つ。なぜなら、明治 7 年内務省布達が、

「各府縣ニ於テモ右等ノ趣旨ヲ以テ管内限り各郡各區ヲ分チ適宜ノ物産表ヲ編製年々盛衰ノ比較ヲ詳明御告示相成り細陽造成區内各戸互ニ不相劣競テ生産ノ増殖ヲ勉メ候様」〔『輯覽』34 頁〕
にとして報告徴集への協力要請を行っている点を考慮すれば、全国総計という統計的集約もさることながら、行政上は府県単位での郡レベルでの勸業に寄与する物産表としてもその使途が想定されているからである。

明治 10 年内務省達乙第 72 号による報告徴集では、その先行規定である内務省布達甲第 18 号によるそれと比べて大幅に対象品目が削減された。この点について『発達史』は、当時の政府における報告負担の軽減策、すなわち今日の統計行政の用語法を適用すれば報告調整(リポートコントロール)との関係には一切触れることなく、単に結果論として「工業物を調査項目から除外し、「物産表」を「農産表」として、農林水産物中心に組みかえたこと」を「もっとも重要な改正点」として、それが当時の工場制生産の未成熟状態を反映したもので、産業統計としての「一歩後退」として位置づけている〔『発達史』55 頁〕。

その一方で『発達史』は、明治 10 年内務省達乙第 72 号による物産調査の報告徴集品目の属性事項に注目し、統計調査としての新たな展開方向の萌芽をそこに見出す。すなわち、「普通物産表」様式に「播種地段別」という属性事項が追加されている点に注目し、物産調査が単なる生産高調査から「作付反別」という農業生産の基礎条件に目をつけた点」を「一歩前進」と評価しているのである〔『発達史』57 頁〕。この点は、明治 7 年内務省布達甲第 18 号では「通價」(生産額)を属性把握項目として加えているものの、基本的にそれまでの物産調査が生産高調査として実施されてきた中であって、農業生産が依拠するところの生産手段の一つとしての土地面積を属性事項として加えたという意味で、明治 16 年の「農商務通信規則」以降のわが国の生産統計の展開へとつながる要素として注目しておきたい。

なお、この点とは別に『発達史』は、明治 10 年内務省達乙第 72 号による物産調査について、「前年比較と全国計を表示した点」もまた評価している〔『発達史』57 頁〕。この点に関する筆者の見解はやや異なる。このうち「全国計」についてはまさに明治 7 年内務省布達甲第 18 号が報告徴集の目的のひとつとして掲げる「皇國物産ノ全量ヲ表シ漸次富饒ノ實ヲ驗」することに対応したものであり、それを内務省達乙第 72 号が実現したという点で『発達史』がそれを統計論として評価するのは理解できる。他方で『発達史』が「前年比較」を同様に評価している点についての事情はやや異なる。なぜなら、仮に物産調査が年次調査として継続実施されることになれば生産高や播種面積の経年変化は自ずと明らかとなり、毎年次の報告様式において属性事項として報告者に対して前年の実績との比較結果についての情報提供をあえて求める必要性は少なくとも統計論としては存在しない。そのように考えれば、明治 7 年内務省布達甲第 18 号の報告様式が当該年次の実績と併せてその対前年比較値を属性事項として報告徴集しているのには、統計論としてではなくむしろ勸業政策等の行政面への活用といった政策的意図が投影されていると見るべきであろう。

ところで、この時期の物産調査の展開を統計調査論の視点から表式調査の成立過程としても捉える鮫島は、当時の物産調査における統計作成のための情報の収集方式に関心を寄せている。後年わが国の公的統計において普及、定着することになる個票様式を用いた調査とは異なり、彼はこの時期の物産調査が集計結果表を想定したいわゆる表式様式を用いた表式調査として実施されている点に注目し、「維新以来の伝来的な数字的報告形式の拡大延長」上にあり「前近代的統計情報収集方式」〔相原・鮫島 54 頁〕としての表式調査が、明治 16 年の「農商務通信規則」か

ら明治 27 年の「農商務統計報告規程」に至る 10 年間に於いて「表式調査体系の完成期」を迎え、と調査法としての表式調査の歴史的な位置づけを与える。

明治 2 年會計官第 398 号から明治 10 年内務省達乙第 72 号までの物産調査の展開を鮫島は、作成される統計の質を規定する報告徴集の理論的技術的そして制度的側面から表式調査の成立、整備過程として捉える。

鮫島は明治 3 年民部省達第 623 号における「一歳ノ總額」について数量と価額の二義的解釈が可能なる点を取り上げ、統計論の未熟さがその点の指示の欠如を生み結果的に集計の障礙につながったとしている〔相原・鮫島 11 頁〕。なお、この点に関しては、明治 5 年大蔵省達第 37 号の「産物表雛形」では米の産額等を「石」で例示し、明治 7 年内務省布達甲第 18 号の「物産調査凡例緒言」に掲げられている表式様式では「數量」と「通價」として生産量と生産額の双方の記載を求め、さらに明治 10 年内務省達乙第 72 号では「産額」として記載を求める生産量について「石」「斤」といった計算単位を明示するなど物産調査の展開過程の中で表式様式としての統計技術的改善が図られる。

また彼は、明治 7 年内務省布達甲第 18 号に基づく報告徴集の対象品目の中で、例えば「禽獸類」中の牡牛の頭数は屠数ではなく一定時点におけるストック数であるのに対し「小鳥」は捕獲数というフローを意味し、また「米穀類」についても一定時点における現在高なのか年間収穫高なのかは必ずしも明確でないなど、静態量と動態量との混在についても問題点を指摘する。尤もこの点については鮫島自身も、「物産調査凡例緒言」で「通價」の算定方法について「各物産ノ價ハ毎月時價ヲ調ヘ之ヲ一年ニ平均シテ記載スヘシ」と記されている点を取り上げ、それが年間収穫高であると推察はできるとしながらも、明治 7 年当時「ごく初歩的な統計学的概念も認識されて」おらず、そのことが結果的に全国計としての「物産表」編成の障礙となったとしている〔相原・鮫島 14・15 頁〕。

一方、作成される統計の質に作用を及ぼす制度的規定要因として鮫島は、明治 5 年大蔵省達第 37 号の但し書きに注目する。報告徴集の徴税業務からの独立性を記したこの通達について鮫島は、「「物産表」による生産統計が維新税制改革の渦中に生誕しながら、統計情報としての正確性を保つためには統計としての独立性を求めざるをえないことを自認するに至る転換の時点」〔相原・鮫島 12 頁〕をあらわすものであるとしている。なお、すでに前節(5)でも見たようにこの点は明治 7 年内務省布達甲第 18 号において一層鮮明に自覚されており、鮫島はそれをわが国最初の生産統計である物産調査が「本来的な統計調査へ移行しはじめる」契機のひとつとして捉えている〔相原・鮫島 13 頁〕。

このように、鮫島にとってこの時期の物産調査が見せた展開は、表式調査という統計情報のひとつの獲得方法という大きな枠組みの中で、数量と価額あるいは静態と動態といった統計概念に起因する諸課題に漸次対応していく一方で、当初の税務さらには勸業といった行政目的と一体化した報告徴集から統計調査としての性格を次第に鮮明化させる過程でもあった。

むすび

本稿では『発達史』がわが国の生産統計が新たな段階に入る画期として捉える明治 16 年の「農商務通信規則」(農商務省達第 21 号)の成立前夜までの物産調査の展開過程について、報告対

象品目数の推移とその体系化、属性事項、数量単位の統一さらには報告徴集をめぐる制度的側面も含めて考察してきた。今回の作業は、明治 2 年会計官第 398 号の「物産ノ事」から明治 10 年内務省達乙第 72 号に至る物産調査の展開を踏まえ、「農商務通信規則」の先行規定とされる内務省達乙第 72 号の統計史上の位置づけを与えることで、その後の「農商務通信規則」さらには明治 27 年の「農商務統計報告規程」へとつながる生産統計さらには統計調査法としての表式調査の史的展開を明らかにするための準備としての意味も持つ。さらに付言すればそれは、今後予定している一連の研究とともに、個票調査もその射程とした調査票情報論の一環としての表式調査の調査技術的展開に関する史的考察という側面も同時に兼ねている。

この時期の物産調査の展開過程は、調査実施の目的によって規定される側面と調査そのものの理論的技術的精緻化という二側面から特徴づけることができる。

このうち調査実施の目的からの被規定性という視点からこの間の物産調査の展開を捉えた場合、会計官、民部省それに大蔵省による税務行政から派生した初期の調査からその後は内務省、農商務省の所管業務である勸業・勸農行政と結びつく形での調査へと変貌を遂げる。わが国の生産統計の端緒となったのは、維新政府による徴税・税制見直しという行政目的と一体化した地域の産物の把握のための物産調査であった。商品取引が未発達な状況下で物品税源の評価並びに新たな税制体系の導入に必要な物品流通量を把握するための産出面からのアプローチとして導入されたのが物産調査であった。明治 2 年会計官第 398 号による「物産ノ事」から明治 5 年大蔵省達第 37 号による府県物産表の作成に至る一連の物産調査には、税務という行政目的が強く投影され、物産情報の収集も税源の確保や近代的課税体系の構築という政策課題と一体化したものであった。

明治 7 年内務省布達甲第 18 号は、物産調査推進要因の徴税から勸業への転換を象徴するものであった。そこでは報告徴集は、「皇國物産ノ全量ヲ表シ漸次富饒ノ實ヲ驗シ」と一応全国計も目的の一つとして掲げる一方で、「各地方ノ盛衰ヲ詳ニシ」、「年々歳々各府縣物産ノ多寡ヲ比較シ人民ノ勉否ヲ照考シ」、「各地諸物ノ有無ヲ通知シ貿易ノ標目」を一目瞭然とするものとして物産調査が位置づけられている。この点については、内務省布達甲第 18 号による物産調査が農業だけでなく鉱工業など産業網羅的な報告対象品目についての報告徴集を行っている事実がそれを如実に物語っている。

明治 7 年内務省布達甲第 18 号による物産調査に対しては、報告業務の当事者である地方での業務負担が著しく、太政官からその見直しが求められる⁽⁹⁾。明治 9 年太政官達第 40 号による負担軽減策は、行政機関間での情報の融通により報告徴集の権限を当該機関が直接所管する業務に限定するというものであった。その結果、物産調査を所管していた内務省勸業局(勸農局)では農業以外の物品生産に対する報告の徴集権限を喪失することになる。明治 10 年内務省達乙第 72 号による報告徴集品目が農林漁業を中心としたものへと大幅に削減されたのはこのためである。なお、この余蘊報告事項の削減は、地方の報告担当者の業務負担軽減を通して報告の質の改善に部分的に寄与するという側面も持つ。

⁽⁹⁾ 鮫島は明治 7 年東京府物産表の一部を掲げ、そこに示されている「鈴虫・松虫・蟋蟀」15,000 匹について、「それがどの程度の真実性をもち、この種の生産数量を調べることがどんな効用をもつのか、解釈に苦しむ」とし、「当時は、調査者・報告者双方に、判明したものだけでもよいという態度があり、統計数字がなにを意味するかを吟味することはまれであった」として当時の統計調査における母集団の把握という発想の欠落をその特徴として指摘する[相原・鮫島 19 頁]。

次にこの時期の物産調査の展開過程を特徴づけるもうひとつの論点である報告徴集方法に関わる統計概念・調査技術上の変化を見てみよう。

明治 2 年会計官第 398 号では報告対象となるべき物産についての品目名さえ明示されていなかった。明治 3 年民部省達第 623 号と明治 5 年大蔵省達第 37 号では報告対象品目の特定について多少の前進は認められるものの、それでもまだ単に品目名を列挙しただけの形式にとどまっていた。報告徴集に用いる様式がその形式面で新たな展開を見せるのが、明治 7 年内務省布達甲第 18 号においてである。その「物産調査凡例緒言」は報告者に対して、「物産取調書」として初めて美濃紙による界紙の使用を求めている[『輯覧』 36 頁]。結果表の形式に従って予め記載事項について罫線によって区画した空欄を設けた「表式」様式を用いた報告徴集方式がこれを契機に導入され、その後の物産調査ではその精緻化が図られる。

さらに、収集される情報の行政情報から統計情報への性格の交代を体現するものとして、その統計概念への対応にも調査実施者の関心が傾注される。物産調査の初期段階においては明確には規定されていなかった物量と価額について、明治 7 年内務省布達甲第 18 号の雛形様式がそれを「数量」と「通價」という二つの属性事項として明確に区別する。さらに、当初は曖昧なままに放置されていた品目の数量単位についても、明治 7 年内務省布達甲第 18 号によって明確に規定される。そこでは、「物産調査凡例緒言」が「數稱」として度量衡のそれぞれについて、単位間の統一的換算率を明示している。また明治 10 年内務省達乙第 72 号の「普通物産表」、「特有物産表」の雛形様式によれば、それぞれの品目に計量単位の記載欄が設けられている。

さいごに、制度論の視点から報告徴集される情報の性格の行政情報から統計情報への証左とも言える点を二つ指摘しておく。

その 1 は、物産調査に係る報告徴集の徴税からの独立性の表明である。今日の統計調査情報の目的外使用の禁止へとつながる統計調査の基本原則のひとつとされるこの点のはじめて表明されたのは明治 5 年大蔵省達第 37 号の但し書きにおいてであった。とはいえ、徴税という行政目的あるいは徴税官庁による報告徴集が収集される情報の品質に及ぼしうる影響については当時の調査実施者も必ずしも明確には自覚してはいなかったと見受けられ、この通達による報告徴集には、生産量の内訳項目として「貢納」なども含まれている。

報告徴集の徴税からの独立性は明治 7 年内務省布達甲第 18 号でより明確な形で表明される。そこでは、明治 5 年大蔵省達第 37 号での表明にもかかわらずなお国民による疑念を払拭するに至っていないとして、報告徴集の目的が国、地方を挙げての客観情報の共有による勸業の推進にある点を強調している。

物産調査に対するもうひとつの制度面での関与は、行政情報としての報告徴集に対する報告調整(リポートコントロール)という観点からの規制である。地方行政機構を監督する立場にあった内務省では、各省による報告徴集に存在する多大な重複が地方での報告業務負担を招き、そのことが結果的に喫緊の行政業務遂行の障碍ともなっているとして、徴集情報の省庁間での共有による報告負担の削減を太政官に要請している。報告徴集に係る業務負担の問題は太政官政表掛に設置された各省統計編集事務主任者連絡会議においても取り上げられた。中でも明治 7 年内務省布達甲第 18 号による報告徴集に対しては地方に過度の業務負担を強いている調査として批判が集中し、内務省勸業局の担当者も問題の所在を自覚させられることとなった。

明治 9 年太政官達第 40 号により直接の所管部門以外の品目についての報告徴集権限を喪失

することになった内務省勸業局では物産調査の抜本的見直しを求められ、これが結果的に明治 10 年内務省達乙第 72 号での報告徴集品目数の大幅削減へとつながったことはすでに本文で論じた通りである。

このように、『発達史』がわが国の生産統計の「幼年期」と位置づける期間に物産調査が徴税から勸業へと行政目的をシフトさせる中、収集される情報そのものも行政情報から統計情報へと徐々にその性格を変容させる。とはいえ、調査実施機関である当時の内務省勸農局は勸農政策の主務機関として、物産調査によって収集される情報に対して単なる統計情報にとどまらない側面も依然として併せ持っていたように思われる。このことは、明治 10 年内務省達乙第 72 号が「一般生産ニ緊要ナル農産物ヲ選」び該当品目について、播種地段別と産額の前年比較や「一石一斤ノ通價」という属性事項の報告を求めている点にも反映されている。これらのうち特に注目されるのが「播種地、産額通價ノ増減」であり、これについては「農産表編成例言」の第 10 項が、「凡ソ産額ノ増減平年ニ比較シテ大ニ差異アルモノハ必ス其原因ヲ究認セサルヘカラス例ヘハ風、雨、寒、暑、水、旱、霜、蟲ノ災或ハ開墾、培養、種子、器具、方法、ノ改良進歩或ハ貿易、會社、ノ影響等ニヨリテ其産出ヲ増減伸縮スルノ類宜ク其事由ヲ審カニシテ之ヲ毎郡ノ表尾ニ附記スヘシ」〔『輯覧』60 頁〕として前年の計数から大きく変動したものについてはその理由を特記して報告するよう求めていることにも政策当事者としての意図が垣間見える。そこには、その先行規定である明治 7 年内務省布達甲第 18 号における「管轄限リ物産表ヲ編シ年々の増減瞭然」させ、「各郡各區ヲ分チ・・・年々盛衰ノ比較ヲ詳明」し「区内各戸互ニ不相劣競テ生産ノ増殖ヲ勉メ」という他でもなく勸業という行政目的がその底流として継承されている。その意味では、明治 10 年内務省達乙第 72 号による物産調査も、表式様式として実施される統計調査という点では、なおその完成形に至る道半ばにあるといえよう。

物産調査の展開過程に見え隠れする行政目的からの被規定性とそれから脱却による統計調査としての自立化という点では、『発達史』が「幼年期」の到達点とみなす明治 10 年内務省達乙第 72 号による報告徴集と新たな段階への移行の契機とされる明治 16 年の「農商務通信規則」によるそれとの異同の比較考察もその検討の有効な手掛かりを与えるものと期待される。この点については、機会を改めて論じる予定である。

〔文献〕

- 相原茂・鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房
総理府統計局編(1951)『総理府統計局八十年史稿』
内閣官報局(1890)『法令全書』第 10 卷
内閣官報局(1890)『法令全書』第 24 卷-1
日本統計研究所編(1960)『日本統計発達史』東京大学出版会
農林大臣官房統計課(1932)『明治 2 年以降農林省統計関係法規輯覧』東京統計協会
原政司(1980)『農業統計発達史』日本経済評論社
フィッセルング、シモン(津田真道訳)(1874)『表紀提綱 一名表學論』太政官政表課刊

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
91	男女別移動率を用いた移動者数の都道府県別将来推計	2018.05
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出 —新潟市を事例とした小地域統計による分析—	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治12年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成 —夫婦のみ共働き世帯のケース—	2019.04
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開 —職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動 —生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に—	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察 —純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・ 転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析Ⅱ	2020.02
104	明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握	2020.02
105	地域勘定における一般政府勘定について	2020.04
106	駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握 —家別表の調査項目の比較を中心に—	2020.05
107	地租改正にともなう土地評価の改定: 東京府日本橋区・京橋区の事例	2020.05
108	駿河国人別調と甲斐国人員運動調における動態把握 —わが国における人口動態統計前史(1)—	2020.05
109	甲斐国人員運動調について —わが国における人口動態統計前史(2)—	2020.06
110	明治4年「一般戸籍の法」における人口の社会動態の把握	2020.06
111	明治前期の戸籍法制と社会移動の統計的把握 —明治4年「戸籍の法」による社会移動把握の制度改定を中心に—	2020.07
112	甲斐国現在人別調における人口概念	2020.07

オケージョナル・ペーパー No.113

2020年9月5日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 菅 幹雄

